

## むつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画策定委員会条例

令和2年3月27日公布

条例 第1号

## (設置及び目的)

第1条 むつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画策定にあたって、管理者の諮問に応じて必要な調査及び審議を行うため、むつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 委員会は、委員25人以内で組織する。

## (委員)

第3条 委員は、次に掲げる団体及び者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) むつ下北医師会
- (2) むつ下北歯科医師会
- (3) むつ下北薬剤師会
- (4) 青森県看護協会下北支部
- (5) 青森県
- (6) 下北医療センターを構成する市町村
- (7) 下北医療センター
- (8) むつ下北の地域団体等
- (9) 公募によるむつ下北地域の住民
- (10) 前各号で委嘱される者のほか、管理者が必要と認めた者

2 委員は、下北医療センターの職員である者を除き、非常勤の特別職とする。

3 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (顧問)

第4条 委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、管理者が委嘱する。
- 3 顧問は、委員会に出席し意見を述べることができる。
- 4 顧問は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に諮問事項を専門的に調査及び審議させるために部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、むつ総合病院事務局において行う。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一部事務組合下北医療センター特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 一部事務組合下北医療センター特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年一部事務組合下北医療センター条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

個人情報保護審査会委員	日額 6,500円	行政職給料表7級の職務者にある者相当額
その他の非常勤の特別職の職員	予算の範囲内で各任命権者と協議して管理者が定める額	

」を

個人情報保護審査会委員		日額 6, 500円	行政職給料表7級 の職務者にある者 相当額
むつ総合病院新病棟	委員	日額 6, 500円	
建設基本構想・基本 計画策定委員会	顧問	予算の範囲内で管理者が定め る額	
その他の非常勤の特別職の 職員		予算の範囲内で各任命権者と 協議して管理者が定める額	

」に

改める。